

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

松本城は、五重六階の天守が現存する日本を代表する近世城郭です。

北から流れる女鳥羽川と東から流れる薄川によって形成された複合扇状地の先端に当たる、南南西にゆるく傾斜した地形上にある平城です。現在の松本市の中心市街地の北西寄りに位置しています。

本丸に天守と御殿（享保年間に焼失しその後再建されなかった）を構え、それを内堀が囲み、その外に二の丸を配して御殿、倉庫群等を置き、外堀で囲んでいます。外堀の外側が三の丸で、その周囲を総堀が囲んでいます。天守は本丸南西に位置し、天守・乾小天守・渡櫓は文禄2年から3年（1593年から1594年）、月見櫓・辰巳附櫓は寛永年中（1630年代）の築造とされています。

天守を築造し、松本城を近世城郭として整備した石川氏以降、6家23代の藩主の治世を経て、明治維新を迎えると、松本城はその本来の機能を失いました。天守は市川量造を始めとした市民の尽力により破却の危機を免れたものの、門・櫓・土塁・石垣等の城郭を構成していた建造物や構築物が次々と破却されました。更に、近代以降の土地利用の過程で、本丸及び二の丸は旧制松本中学校の校地や地方裁判所用地として使用され、南外堀の西側及び西外堀は埋め立てられて宅地となり、また三の丸は堀の埋立てや市街地化が進み、松本城は大きく改変され、往時の姿の多くを失いました。

明治36年から大正2年の小林有也らによる天守修理を経て、昭和5年に史跡名勝天然記念物保存法による「史跡松本城」の指定が、同11年に国宝保存法による「国宝松本城」の指定が行われ、国の文化財としての保護が始まりました。現在は、本丸・二の丸・内堀・外堀の一部・総堀の一部が史跡に指定されています。

戦後、昭和25年から30年には、国直轄事業として天守の解体修理が行われ、修理中の昭和27年に文化財保護法による「国宝松本城天守」の指定が行われました。

昭和32年には、松本城本丸及び二の丸を中心とする範囲が都市公園（中央公園 現在は松本城公園）として都市計画決定され、以後は都市公園としての活用・整備も行われています。

昭和48年には、松本城周辺における景観形成の在り方等を調査した「松本城周辺整備報告書」がまとめられ、これに基づいた松本城周辺の景観保護が図られるようになりました。昭和52年に「中央公園整備計画」が策定され、松本城の近代以降の改変箇所の往時の姿への復元等を整備項目としました。これに基づいて二の丸に置かれていた長野地方裁判所松本支部の撤去と二の丸御殿跡の整備、太鼓門復元等の史跡整備が行われました。

また、昭和61年には、専門家による調査研究と指導・助言を仰ぐことを目的として「史跡松本城整備研究会」が設置され、その指導を仰ぎながら、平成11年に史跡松本城の整備基本計画である「松本城およびその周辺整備計画」が策定されました。この計画では、復元整備の最終完成期を幕末維新期の松本城の姿とし、その観点から18の整備項目を掲げ、現在はこの計画に基づき、史跡整備に取り組んでいます。

一方で、史跡を後世に確実に継承していくために必要となる、史跡松本城の本質的な価値（国の史跡に値する歴史上、学術上の価値）や史跡を構成する各種の要素が明確にされておらず、現状変更に関する取扱いを始めとした保存の基本方針も定められていません。

また、松本城には年間約90万人の観光客が訪れ、松本城公園となっている二の丸は、市民や観光客の憩いの場として、また中心市街地ににぎわいをもたらす各種行事の開催場所として活用されていますが、保存と活用の両立、史跡・国宝の価値を活かした活用の在り方について、検討が不十分です。

整備事業については、現在、南・西外堀復元事業、松本市立博物館の移転に取り組んでおり、更に両事業に伴う二の丸の再整備、堀の堆積物除去・水質の維持等、多くの解決すべき課題が生じています。

このため、史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にする必要が生じており、史跡松本城保存活用計画の策定に至ったものです。

2 計画の目的

本計画は、以下について基本方針を定め、それを実現するための方向性、方法を示すことを目的として策定したものです。

- (1) 史跡松本城を後世に確実に継承するための保存
- (2) 史跡松本城の本質的価値を市民・来訪者が理解し、国宝松本城天守及び史跡松本城の価値を享受するため

の活用

(3) (1)・(2)を実現するための整備

本計画においては、史跡の本質的価値及び史跡地を構成する諸要素を確認した上で、保存、活用、整備、運営の体制における現状と課題を把握し、それらを改善するための方策及び史跡の望ましい将来像を検討し、上記について基本方針及び方向性を示しました。

3 委員会の設置及び策定の経緯

(1) 概要

本計画は、事務局の作成した計画案を史跡松本城保存管理計画策定委員会に協議し、その指導・助言を計画案に反映しながら策定作業を進めました。また、計画案については、広く市民の意見をを得るため、パブリックコメントを実施しました。最終的に、作成した計画案を教育委員会で審議し、計画を決定しました。

(2) 史跡松本城保存管理計画策定委員会

ア 委員会の構成

役 職	氏 名	役 職
委員長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員長代理	宮本長二郎	独立行政法人文化財研究所名誉研究員
委 員	吉田ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際研究院教授
委 員	佐々木邦博	信州大学農学部森林科学科教授
委 員	三澤禧美子	元開智小学校校長
委 員	五味 盛重	元公益財団法人文化財建造物保存技術協会参与
委 員	原 明芳	長野県立歴史館総合情報課長
委 員	山本 雅道	信州大学理学部助教
指導助言者	佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
指導助言者	櫻井 秀雄	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事（平成27年度）
指導助言者	柳澤 亮	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事（平成28年度）
事務局	吉江 厚	松本市教育委員会教育長（平成26年度）
	赤羽 郁夫	松本市教育委員会教育長（平成27・28年度）
	宮川 雅行	松本市教育委員会教育部長（平成26・27年度）
	守屋 千秋	松本市教育委員会教育部長（平成28年度）
	土屋 彰司	松本城管理事務所長（平成26年度）
	大竹 永明	松本城管理事務所長（平成27・28年度）
	田多井用章	松本城管理事務所城郭整備担当係長
	澤柳 秀利	松本城管理事務所城郭整備担当主査（平成26・27年度）
	原 智之	松本城管理事務所城郭整備担当主査（平成28年度）
	上原慎一郎	松本城管理事務所城郭整備担当主任（平成26・27年度）
	城倉美和子	松本城管理事務所城郭整備担当事務員（平成28年度）
	後藤 芳孝	松本城管理事務所研究専門員
南山 孝	松本城管理事務所研究専門員	

イ 開催経過

開催日	審議内容
平成28年3月28日 第1回史跡松本城保存管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び委員長代理の選出について ・策定スケジュールについて ・史跡松本城保存活用計画の構成について ・史跡松本城保存活用計画（案）について
平成28年5月9日 第2回史跡松本城保存管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城保存活用計画（案）について
平成28年8月23日 第3回史跡松本城保存管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城保存活用計画（案）について

(3) パブリックコメントの実施

平成28年7月13日から8月1日までの20日間、計画案のパブリックコメントを実施しました。実施にあたっては、計画案を市公式ホームページに掲載するとともに、松本市役所行政情報コーナー、市内各地区の地域づくりセンター、松本城管理事務所において計画案の閲覧・配布を行いました。意見の提出はありませんでした。

4 計画の対象範囲

本計画は史跡松本城の保存活用計画であることから、松本城の範囲のうち、史跡指定されている本丸・二の丸・内堀、外堀の一部（南・西外堀の一部未指定地を含む）、東総堀、西総堀土塁跡を対象範囲とします（第1図）。なお、国宝松本城天守の保存・活用等については、「国宝松本城天守保存活用計画」によります。

5 他計画との関係

本計画は、松本市の総合計画である「松本市総合計画」、「松本市教育振興基本計画」の下位計画に位置付けます。関連する計画としては、史跡松本城の整備については、整備基本計画である「松本城およびその周辺整備計画」を策定しています。また、史跡地及びその周辺地域に係る松本市の計画として、「松本市都市計画マスタープラン」、「松本市歴史的風致維持向上計画」、「松本城三の丸整備基本方針」、「松本市景観計画」、「緑の基本計画」等があり、史跡の保存・活用・整備は、これら計画との連携、整合を取りながら推進する必要があります。



第1図 計画対象範囲